

2014 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 181 号条約オブザベーション (抄)
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

民間職業仲介事業所に関する条約 1997 年 (第 181 号)
(日本批准: 1999 年)

三人委員会の勧告へのフォローアップ (ILO 憲章の第 24 条に基づいて行われた申立て)

委員会は三者委員会と同様、改正された法律が条約に従って、民間職業仲介事業所に雇用されている全労働者に「十分な保護」を保証することを強く期待する。委員会は政府に対して、改正労働者派遣法が採択され次第、そのコピーを ILO に提供するよう要請する。

第 5 条(1) 機会と待遇の均等

委員会は政府に対して、条約の第 5 条(1)の実際の適用に関する情報を提供し続けるよう要請する。その例として、上記の法律の適用を担当している当局または裁決機関が条約の適用に関係するこの件に関する決定を行っているか否かを示されたい。

第 11 条 民間職業仲介事業所によって雇用される労働者が適切な保護を受けられるようにする対策

委員会は政府に対して、この件に関するコメントを示すよう要請する。また、団体交渉の領域 (第 11 条(b)) と職業安全衛生 (第 11 条(g)) の領域における適切な保護を民間職業仲介事業所に雇用されている労働者に保証する規定が、その有効な実施を保証するために (第 14 条(2)) 国の所轄当局によってどのように監督されているかを明示することも政府に要請する。

第 10 条および 14 条 苦情の調査と適切な救済

委員会は政府に対して、民間職業仲介事業所の活動に関して受け付けた苦情の件数と性質についての情報提供を続けることを要請する。また、条約の規定に対する違反があった場合に利用可能な救済に関する情報、かかる救済の適切性の評価、および苦情の提出元に関して男女別と経済部門別に分けた統計の提供も継続されたい。

第 13 条 公共職業安定所と民間職業仲介事業所との協業

委員会は政府に対して、公共職業安定所と民間の民間職業仲介事業所との間の効率的協力が促進され、定期的に見直されている態様について報告を行うよう要請する。